

## 退職金の官民比較の結果

- 1 国家公務員の退職手当の支給水準については、概ね5～6年ごとに実施する民間企業の退職金実態調査によって官民比較を行い、民間の退職金との均衡を基本に見直しを行ってきている。
- 2 今回の平成13年調査の結果に基づき、平成11年度における官民の退職者の退職手当・退職金の平均支給水準を比較すると、国家公務員の退職手当の水準は民間企業従業員の退職金の水準を5.6%上回っている。

国家公務員（A）	民間企業従業員（B）	A / B
29,480千円	27,908千円	105.6%

- (注) 1 国は定年又は勸奨で退職した行政職俸給表(一)適用者、民間は定年又は会社都合で退職した事務・技術関係職種の常勤従業員であり、いずれも勤続20年以上の大卒又は高卒の退職者である。(したがって、国の指定職職員及び民間の役員は含まれない)
- 2 民間の支給水準は、勤続年数、退職理由別退職者の分布を国の退職者の分布に置き換えて計算(ラスパイレス方式)したものである。(「参考」表5参照)
- 3 国の退職手当は、総務省人事・恩給局調べによる。

### (参考) 退職手当官民比較経緯

調査実施年度	比較結果 (官 / 民)	調整措置
昭和46年度	81%	官民均衡を図るため120/100の調整率を設定 昭和48年法改正
昭和53年度	110%	官民均衡を図るため調整率120/100を110/100に引下げ 昭和56年法改正
昭和58年度	99%	(変更無し)
平成元年度	101%	(変更無し)
平成8年度	103%	(変更無し)

